令和８年４月15日

◎加藤委員長　ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

（９時57分開会）

◎加藤委員長　本日の委員会は、昨日に引き続いて「令和８年度業務概要について」であります。

《土木部》

◎加藤委員長　それでは日程に従い、土木部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ちまして、幹部職員の紹介をお願いいたします。

（部長以下幹部職員自己紹介）

◎加藤委員長　それでは最初に、部長の総括説明を受けることにいたします。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いますので、御了承願います。

（総括説明）

◎加藤委員長　続いて、各課長の説明を求めます。

〈土木政策課〉

◎加藤委員長　最初に、土木政策課の説明を求めます。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎明神委員　入札参加資格者についてです。土木一式ランクＡからＤまでで、令和７年度と令和８年度を比較して21社も減っておりますけれども、減った主な要因はつかんでおりますか。

◎小野土木政策課長　事業者自体の減少につきまして、令和７年度から令和８年度にかけて、土木一式に限らず全体で増加している分と減少している分があるんですけど、減少してる41社の内訳が、単に申請がなかったものが32社、廃業が８社、破産が１社になっております。廃業の数自体もそんなに大きい水準ではないと考えておりまして、申請がなかったことは、その工事種別で工事をすることが、その業者としては必要ないと判断されたということだと思いますので、全体として大きく減少しているというよりは、業者として申請の必要性を感じられなかった結果としての、減少の要因が大きいと考えております。

◎明神委員　廃業ということやろ。その廃業の主な理由が、後継者不足かということを聞きゆうわけやけども。

◎小野土木政策課長　廃業８社の内訳の理由については、今手元に詳細なものはありませんけれども、減少した総数41社のうち廃業されたのは８社になりますので、全体の中での割合は２割程度になっており、それよりは申請がなかった業者が32社で、圧倒的に多かったという内訳になっております。

◎明神委員　そういう理由しかつかんでないわけ。理由を聞きゆうで。

◎小野土木政策課長　廃業された理由の詳細までは、確認しておりませんので、業を廃止された事実までしか分かっていないのが現状です。

◎明神委員　要は後継者不足で、廃業ということになるということ。

◎小野土木政策課長　委員のおっしゃるとおり、事業を廃止されるのはもちろん後継者不足もありますでしょうし、収支の問題などで、事業継続そのものが厳しくなるなど、様々な問題があろうかと思いますけれども、結果としては８社が事業を廃止されたということになります。

◎明神委員　南海トラフが、もう迫ってきゆう中で、このように地域を道路啓開等で守ってくれる業者がどんどん減っていったら大変なことです。後継者不足であればまたそれなりに政策課として後継者に支援を。土木だけではなく、いろんな会社等も後継者不足で、継続をするためにいろんなことをやりゆうわけやから。ぜひこのように、大きく減少することのないような政策も考えていただくよう要請をしておきます。

◎下村委員　関連です。先ほど課長のお話があったとおり、土木全体の雇用者が減っていく中で、県庁職員の最近の動向で、特に技術職の関係とか、以前からなかなか雇用するのは難しいという話も聞いているんですけど、最近はどんな感じになっているか教えていただけたらと思います。

◎宗光土木政策課土木企画監　近年の状況は、大変厳しい状況です。試験等を実施しても、受験者自体も減少の傾向にありますので、近年は本庁の職員も、技術の職員から事務の職員に配置を見直すこともしながら全体の不足が生じないように対応しておるところですが、大変厳しい状況にあることは事実です。

◎下村委員　県庁の中でもそういう状況ですので、先ほど明神委員が言われたとおり、業界全体が雇用者がいないことで、やはりそういう方向も見えてきているのを感じます。ぜひそのあたりを含めて対策をお願いしたいと思います。

◎はた委員　私も関連です。先ほど明神委員が廃業を含めてなくなっていく事業所の理由について聞かれて、分からないという答弁だったんですけれども、分からないということではなく、なぜ事業がやまったのかという理由については、やはり担当部局としてつかむことが大事ではないかと思うんです。例えば、人手不足や、建築発注件数が減ったから仕事がなくなった、また自社と連携する企業がなくなったから仕事がなくなったなど、本当にいろんな理由があると思うんですけど、その影響を県としてつかむことは大事だと思うんですけど、それはできないことでしょうか。

◎小野土木政策課長　会社としての経営の問題になろうかと思いますので、こちらで把握できる内容につきましては、破産とかであれば東京商工リサーチの情報など様々な情報もありますので、そういうところであれば一定確認ができる部分はあろうかと思いますけれども、どうしても会社の経営状況に関する部分について詳細を把握できない部分もあろう

かと思います。ただ、把握できる範囲のことについては、把握していくようにいたしたいと思います。

◎はた委員　把握した廃業、倒産の内容は、どういう形で集約され、どの程度公表されるのか。把握するだけではなくて、それを議会も知る必要があると思うんですけれども、どういうふうに示していただけるんでしょうか。

◎小野土木政策課長　先ほど申し上げたことになるんですけど、把握できるかどうか自体が分からない部分もありますので、今後検討させていただきたいと思います。

◎はた委員　民間事業者の廃業の理由について、知った上での対策になっていくかと思うので、そこはリアルに「だろう」ではなくて、きちんとつかんだ上での取組が必要だと思うんですが、部長はどうお考えですか。

◎横地土木部長　御指摘はごもっともと思っております。ただ、実際に倒産した企業から生の声を聞くのは、そういった状況に置かれている企業ですので、どこまで真に迫った答えを教えていただけるかは、なかなか機微に触れるところで、どこまで追いかけていけるかは課題の１つと思っています。

ただ、そうは言っても、業界の方々の声を聞かなくていいのかというと、全くそういうわけではなくて、建設業協会は、各ブロックごとに支部もありまして、実は私どもは、そちらの方々との対話を、毎年必ず行っております。その中で各ブロックごとに、今どういう状況に置かれているのか、例えば雇用であったり、あるいは経営形態であったり、あるいは入札契約に関するいろんな御要望も含めて、生の声は伺うようにしております。実際に倒産した企業の生の声ではないかもしれませんけれども、それに近い状況の話は、毎年聞き取っておりまして、その状況に応じて施策を進めています。

先ほど話をさせていただいた建設業のデジタル化も、次の世代に行く建設業の新たなステップアップで、これを下支えすることで取組をさせていただいております。ただ、デジタル化で全てが解決すると楽観しているわけでもありませんので、そのほかのことも含めて、特に建設業は先ほど明神委員からもありましたように、防災のときの非常に重要な担い手にもなりますので、そういう意味では地消地産という形で、それぞれの事業を、それぞれのエリアの業者にしっかりと受注していただく取組を、これからも進めていきたいと思っております。

◎はた委員　具体的につかんでいただくことをお願いしたいと思います。雇用の面でどういう影響が及ぶのか、また地域を支える建設土木の事業所がなくなることによって、地域の公共工事にどれだけ支障を来すのかをつかむことが大事ですので、お願いしたいと思います。

もう１点、活性化プランで人材確保を進めるということで、特に女性や若者にいろいろとアプローチをして確保していくということです。働き方改革、環境整備の中で、特に女

性や若者が就職で嫌うのが、ハラスメント的体質があるかないかといったところも大きな指標になると思います。また、大阪万博では元請が下請企業に賃金を払わない、払わんと言わんけれども、払わずに時間が過ぎることなどがイメージとして建設業界の人材確保の足かせになっているのではないかと思います。週休２日などのデジタル化だけではなくて、そもそもの人権的なテーマの問題、あとは労働基準法を遵守するといったところも県として推進することをアピールしていくことが大事だと思うんですが、この労働環境整備のところは週休２日と、ＩＴといったところしかないので。働き方改革をどうしていくのかについて、その大きな２つでいいのかお聞かせをいただきたいです。

◎小野土木政策課長　働きやすい労働環境整備の働き方改革支援研修の実施で記載しておりますけれども、この研修は全部で1,069名に参加をいただいております。各労働基準監督署や建設業者を講師招いて、研修を実施しておりますけれども、先ほど委員の御指摘のあった人権問題などに関する内容についても、今後テーマとして入れていくか検討させていただきたいと思います。

◎はた委員　ちなみに、法令遵守できていないことを含めて、指名停止など、いろんな処分を受けている実態は、県内ではどのようになっているでしょうか。やはりそこがなくなっていくことが働きやすいイメージにもなると思うんですが、業界として、どんな推移でしょうか。

◎小野土木政策課長　指名停止につきましては、ここ数年大体20件前後で推移しております。監督処分も別途やっておりますけど、それにつきましても合計で大体10件から15件ぐらいの間で推移している状況です。年度で多少凸凹はありますけれども。

◎横地土木部長　今数字があるかどうか分かりませんけど、この指名停止については、ほとんどがコンプライアンス違反というものよりも、我々との入札契約上の話として、そこにペナルティーがあった場合がほとんどだと認識しております。実際、先ほど御指摘があったようなハラスメントといったことで入札契約上ペナルティーがあったことは恐らくほとんどないのではないかと思っております。

先ほどの話に加えますと、土木政策課長から研修を行っているという話がありました。もちろんそれは取り組んでいくんですけれども、ただそれだけではなく、実際に建設業で働いていらっしゃる女性職員の方々で会をつくっていただいております。この会の方々と我々とで意見交換をするような場で、実際に働きやすい職場環境について、女性の技術者の目から見てどうかということも、意見交換をさせていただく機会を設けております。先ほど委員から御指摘のあった、例えばハラスメントに近いような話が現場で散見されないかということも、その機会を通じてまた改めて伺う機会を設けることも１つの方法と思っております。

◎下村委員　地域の安全安心推進事業は、一般財源で16億円で、ほぼ例年どおりの組み方

だと思うんですが、最近資材や人件費が高騰する中で、ずっとこのままの数字で行っているわけです。地域の人間にとったら本当にありがたい財源で、どうしてもそこは費用が増えていくと、実施箇所数とかいろいろな部分で少し抑えられてきていると思うんですけど、各地域からもう少し何とかできないかといった声があるのか、そのあたりどんな感じでしょうか。

◎横地土木部長　先ほどお話のありました点につきまして、各建設業協会の支部の方々とも意見交換をさせていただいており、やはり資材価格の高騰等に伴って、事業費はほぼ横ばいであったとしても、事業量としては減っているという声は実際耳にいたします。それはもう免れない事実だと思っております。そこで我々も県知事を先頭として、政策提言という形で各インフラ整備に関して、物価高騰も含めて必要な経費をしっかりと確保していただきたいということを中央官庁にも伝えております。それは今年度も同じようにしていきたいと思っております。その中では実際、事業費は横ばいであっても事業量が下がっていくことは、しっかりとお伝えしていきたいと思っております。

◎下村委員　地域にとっても本当にありがたい事業で、箇所数が減っていくところを、少しでも緩やかにでも増やしていける方向で、頑張っていただければと思います。

◎岡田（竜）委員　人材確保策の強化で、いろいろと御説明をしていただいたんですけど、そもそも人材が足りていないところは、何を前提に拾って人材確保が必要ということになっているのか。その一番最初の根拠を教えていただきたいんですけれども。

◎小野土木政策課長　一般的なハローワークの求人状況で見ますと、通常の事務職とかに比べて、建設の技術職とかになりますと圧倒的に高い求人倍率になっているということがありますので、やはり技術者を中心に、現場では雇用の不足感は、かなり強くあると考えております。

◎岡田（竜）委員　不足感ではなく、数字的な根拠、例えば外国人労働者が今これぐらい入っているから、今後も推計でこれぐらい足りなくなるなど、何か根拠があるのではないかと思い、質問しています。

◎横地土木部長　統計的な意味合いであれば、先ほど土木政策課長からも話がありました、雇用統計データの有効求人倍率から見ていくことになると思います。これに加えて、繰り返しになりますけれども、各ブロックごとの協会の方々とも意見交換を重ねてきております。その中でもやはり同じような話が出てきますが、このときにそれぞれの会社で何名ずつ足りないということを聞いているわけではないので、数値を把握してはいないですけれども、全体のマスとしては有効求人倍率をとらまえつつ、ミクロの観点からはそれぞれの業界の生の声から肌感を感じていくことで、我々としてはその両方から把握していくことになると思っております。

◎岡田（竜）委員　肌感も大事だと思っていますけど、そこと予算を組むときのリンクは

どういう形で取られていますか。

◎横地土木部長　繰り返しになりますけれども、統計データとしてはそういうものがあるわけです。これに加えて、さらに我々が各業者に聞いていくことも、もちろん不可能ではないですけれども、例えば統計データにあります業者も、我々に対して登録をされている業者にすぎません。これも建設業全体の数字ではありませんので、サンプル調査的なことはできるとは思います。ただ、県だけが取っている数字だけではなく、国が取っている統計調査も用いながら全体として把握し、その中から実際どれぐらいの効果があるのかを拾っていく形になると思います。

◎西森（美）委員　初めて土木部の御説明をいただいたきました。今までいろんな委員会で様々な部分を御説明いただいて、この予算の根拠が何かを、一番最初に現状分析みたいな形で大きなところの説明があって、今回こういう事業をやっていきますという話を聞いてきました。恐らく今、課長と部長の話を聞いてみると、一番予算も大きくて総合力で取り組んでいる部だと思うので、今、業者が何に困っていらっしゃるか、今の現状がどうかをよくよく踏まえた上で、政策は立案されていると思います。ただ、それを見える形で御説明していただくもの、例えば第一次産業の農業、林業、水産関係は本当に担い手がいない。デジタル化も、それからいろんな事業継続のための課題がいっぱいあって、だからこれですというのを見てきたときに、先ほど先輩委員が言われていたように、倒産したときに理由を聞くのは難しいと思うんですけど、倒産させないための政策を今、全庁的にやっていると思うので、それが現状分析みたいな形で見えたら、土木部がやっていることが、この根拠に基づいてやられているというふうに思うんです。土木部として建設業関係の方々の現状を、ポンチのような形で表現するのはやはり難しいですか。

◎横地土木部長　今回の説明資料の中に、そこまで盛り込んでいなかったところはあったと思います。そういった観点で申し上げますと、一昨年度に建設業活性化プランをつくっております。その中で、今の県内建設業が置かれている状況を分析しているものがあり、その中に今置かれてる状況等についての概括的な説明は入っております。それに加えて、さらにリアルタイムな状況として、各地域ごとにどういうことが起こっているかについては、るる調査を行っているところです。それを全部盛り込んでしまうと、13課ありますので、かなり資料が膨大になってしまいます。今回そこまではつけておりませんけれども、そういった資料がありますので、今後はそういったことも含めて説明するようにしたいと思います。

◎西森（美）委員　ぜひ、概要の資料だけでも提供していただいたら、それを見て、事前に準備してから望めると思います。今、土木部が取り組もうとしていることをよくよく理解し、情報を共有した上で質疑をさせていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

◎竹内副委員長　例えば農業分野でしたら、現在は農業資材等々が確保できるけれども、

ホルムズ海峡の封鎖が続くならば、石油製品等々ならば秋にはなくなると。秋からの事業活動ができないと、例えば運輸業界においてもそういったことを聞くわけです。この土木においても、そういったことがないか想像するわけですけれども、皆さん当然、部長含めて精査されゆうと思います。そういった製造業界などの情報を収集しながら、ぜひ遅延にならんように、順調に計画どおり進まれるよう御要望しておきます。答えは要りません。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈技術管理課〉

◎加藤委員長　次に、技術管理課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　入札・契約制度改正の工事のほうについては、新しく評価項目として、ワークライフバランスが入れられるということで、大事な前進ではないかと思います。一方で委託業務の制度改正の中には、ワークライフバランスの推進という項目がないんですけれども、それはもう既に入っているからないのか。今後どうしていくのか教えていただければと思います。

◎弘田技術管理課長　今回、工事のほうで新規として、ワークライフバランス推進企業認証の有無を設定いたしましたが、委託業務につきましては、そもそも総合評価自体が令和６年度から開始したもので、今のところは今後の検討事項と考えているところです。

◎はた委員　人材が足りない状況があるので、やはり委託業務の中でもワークライフバランスの視点での評価は、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、委託業務の中の地理的条件で、営業拠点が従業員10名以上であれば加点８点ということを新たに設けたわけですけれども、これをすることによって大きい企業は加点により点数がいいけれども、10名以下の従業員の場合点数が低くなりますので、入札で不利になる。そのことが中山間地域の、また小規模の事業者などに影響を与えるのではないかと。小さくても地域の事業所が残っていくことを考えると、営業拠点の従業員10名以上のランクを新たに設けたことは、どういう狙いがあってされているのか教えていただきたいです。

◎弘田技術管理課長　資料に書いていますとおり、今回地理的条件の中の従たる営業拠点、従業員10名以上という評価項目を追加した理由としまして、そもそもこれを適用する業務が、比較的高度な業務や特に高度な業務で、どうしても県内企業だけでは受注実績がないですとか、競争性の確保としてなかなか業者の数がそろわない業務に際して、どうしても県外のコンサルタントの力を借りないと、なかなか難しい工事についてのみ適用することを考えております。その場合、同じ県外コンサルタントであっても、できるだけ県内に多く従業員を雇用している会社であるといったところも優先させていきたいという狙いか

ら、今回こういった従たる営業拠点で、従業員が10名以上という評価項目を新たに追加したところです。

◎はた委員　比較的高度な業務とは何なのか。高度な業務のみとは何なのか、今の地場産業の現場の事業体の実態とどうなのか。比較的高度なというところの意味合いとして、どういう技術や資格があることが比較的高度な業務ができるということになるのか。そこが分からないんですけれども。

◎加藤委員長　具体例でもあれば分かりやすいのではないでしょうか。

◎弘田技術管理課長　具体的な業務としては、ダムの水量を調節するゲートなどの設計業務やトンネルの設計業務などが、県内のコンサルタントでは、これまでの実績からも、また業務の内容からも、なかなか難しい業務と認識しております。また、例えば長さ50メートル以上の橋梁上部工の橋の詳細設計や、道路の地中に電線を入れる、無電柱化する電線共同溝の設計なども、県内での受注実績は少ない業務となっております。

◎はた委員　公平な競争性担保という理由については分かったんですけれども、やはり地場産業をどう維持して発展させていくかという観点から見たときに、この加点の在り方は問題ないのかどうか。業界との話合いはされたのでしょうか。

◎弘田技術管理課長　先ほども御説明いたしましたが、今回の改定に当たりまして、測量設計業協会といった委託業務に関係する業界の皆様や、建設業協会、工事に関係する関係団体の方々との意見交換会を踏まえて、改正をしている内容となっております。

◎横地土木部長　補足いたします。地消地産ということを先ほど申し上げました。これは工事だけではなく、委託業務についても基本的には同じスタンスだと思っております。ただ、これは工事も一緒ですけれども、大規模な構造物を施工するときには、やはりスーパーゼネコンの力が必要になるように、大規模な構造物を設計するとなると、やはり大手設計コンサルタント等の力が必要になってくることが多いです。そうなってくると、やはり県内企業だけではなかなか設計する技術力を持ち得ていないことが往々にしてあります。そういった場合に、こういった条件をつけるということで、必ずしも大企業優遇ということではなく、そもそも県内企業にそういう競争性を持った会社がないと思われるときに、適用するということです。その中で、この従たる営業拠点で従業員10名以上については、県内に従業員を一定数雇っていらっしゃる会社は、本社が県外であっても、言うなれば準地消地産だということです。しっかりと高知県に営業拠点を持ってらっしゃる会社にお願いしようということで、こういう措置を適用しているものであります。

　また、先ほど委員からお話がありました、そういったことでよいのでしょうかという根本的な話があります。これに関しましては、県内の設計コンサルタントの方々にもしかるべき技術力をしっかりと持っていただきたいと思っております。ただ、やはりこの業界は、実績がないといきなり参入することは、なかなか難しいところもあります。そこで、例え

ばＪＶ、共同企業体の中の一員として県内の業者にも入っていただくことによって、下請的な立場にはなるかもしれませんけれども、必要な技術力、ノウハウをその中で磨いていただくことも含めて、我々としてはＪＶも含めて奨励するというか、ぜひ入っていただきたいということを、測量設計業協会等を通じて呼びかけさせていただいています。

◎はた委員　適切な競争担保は大事なことですけれども、やはり一方で、部長の答弁のとおり地場産業が残っていく手だて、運用の考え方が大事になってくると思うので、ぜひそこはきちんと、どこから見ても納得のいく公表の仕方をしていただいて、地場産業が発展するようにお願いしたいと思います。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

〈用地対策課〉

◎加藤委員長　次に、用地対策課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　国土利用計画の審査等に要する経費について､今年度ここに当たる審査項目、土地利用の計画はどうなっているでしょうか。

◎細木用地対策課長　現時点で、審議の計画状況は、予定がありません。

◎はた委員　参考に、過去の審議でどのような計画があったのか。昨年、一昨年など、もし記録があるならこの予算に基づく執行状況を教えていただきたいです。

また、特段ないなら、国土利用計画そのものは、今はないという認識でいいでしょうか。

◎細木用地対策課長　先ほども御説明したように、現時点ではこの審議会で審議する案件はありません。

◎はた委員　どういう形で審議会が開かれるのでしょうか｡例えば国の国土強靱化計画や、高知県のいろんな計画が決まった段階で、審議会に提示をされるのか。本来、当初予算で年度計画が出てくるのではないかと思うんですけれども、どんな形で計画は発表されるんでしょうか。また、どんなタイミングになれば審査になるんでしょうか。

◎細木用地対策課長　その点について、今資料等を持ち得ていないので、後ほど御説明したいと思います。

◎岡田（竜）委員　用地取得をするときには、やはり専門家の助言も必要ではないかと思います。不明者の土地があったとき、円滑に用地取得をするために、司法書士との関係もあると思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

◎細木用地対策課長　委員のおっしゃるとおりです。

◎岡田（竜）委員　司法書士がしょっちゅう必要であれば、その関係性はどう構築されているかお聞きしたいです。

◎細木用地対策課長　先日、司法書士協会と話をさせていただいて、各事務所でそういった事案、案件がありましたら御協力をいただく関係性を構築しております。

◎岡田（竜）委員　ポイントポイントで対応していただく関係性ができているということでいいですか。

◎細木用地対策課長　おっしゃるとおり、必要に応じて御協力いただく関係性です。

◎はた委員　県有財産の維持管理・修繕ですが、用地対策課の担当する範囲は、どんなところになるんでしょうか。公共施設全般ということでいいんでしょうか。

◎細木用地対策課長　今当課が県有財産として維持管理しているのは２か所で、１つは土佐道路のサニーマートの毎日屋の南東にあります鏡岩というところで、もう１つは、高知商業高校の南西に位置する鏡ヶ丘の２か所で、状況に応じて除草等シルバー人材センターなどに委託しながら維持管理を行っている状況です。

◎はた委員　活用はされているということで、売却の必要性や新たな活用ということはないんでしょうか。

◎細木用地対策課長　現状では、鏡岩の近隣に若草幼稚園がやっている森みたいなところがありまして、その部分の関連性で附帯して、鏡岩の一部を駐車場等で活用している事例があります。先ほど、委員がおっしゃったように、県有財産の売却、処分等につきましては、過去に全庁的、あるいは高知市などと情報交換をさせていただき検討しましたが、そこには至っていない状況です。

◎はた委員　使わないのに管理費がかかることは、やはり県民からは無駄遣いではないかと見えてしまいます。管理費はかかるけれど利用がない状態はよくないと思うんですけど、利用に関する方針について、どういった形で、いつまでにこうしたいという目標設定は、この２か所にはあるのでしょうか。

◎細木用地対策課長　現時点でゴールをいつまでにという設定はありませんが、その部分について、委員のおっしゃるとおりの認識は持っており、適宜、関係機関と情報共有をしながら検討していくことは大事だと思っております。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

〈河川課〉

◎加藤委員長　次に、河川課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　前年度は予算が付いていなかった特定都市河川浸水被害対策推進事業費は、どういった対象地域があるんでしょうか。

◎福留河川課長　特定都市河川制度というものがありまして、法律に基づき、令和６年12

月に特定都市河川に指定されました。この制度につきましては、地形的な要因等で、河川改修のみでは浸水被害が防げないといった河川を指定することにより、例えば民間の開発、雨水浸透阻害行為、簡単に言いますと、田んぼなどを埋立てて舗装などを行った阻害行為に対して、貯留施設の整備といったものを義務づけるものです。あわせまして、そういったところでの河川改修事業に対しても、補助事業がありますので、今回、日高村の日下川流域において特定都市河川に指定されたことを受け、新たに日下川の河川改修と、日高村の貯留施設整備に対して国の補助金と交付金をいただくようなっています。

◎はた委員　そうすると、単純に下水、雨水といった対策ができている地域であっても、自然災害による浸水被害があるという条件であれば使えるんでしょうか。どの地域も雨水対策、浸水対策をされていて、それでも集中豪雨などいろんな条件で、河川の氾濫の心配や被害が起きているところが、日高村以外もあると思うんですけど、今回、日高村だけ選定になっている状況、ほかの地域をどうしていくかなど、方針があれば教えていただきたいです。

◎福留河川課長　日下川流域になりますので、日高村や、佐川町と土佐市も一部入っていますが、この３つの市町村の区域で、日下川流域が指定されております。要は日下川流域は、仁淀川本線の水位に非常に影響されまして、本線の水位が上がると水がはけなくなるところがあります。実際に、最近で言いますと新日下川放水路ということで、国の直轄事業で、３本の放水路を抜いていただきました。やはりこういったところのハード対策はやっていくんですけども、地域での開発に伴う浸水被害が助長されることもありますので、そういった河川の状況や地域の状況、土地の形状などを含めまして、特定都市河川に指定しております。

委員もおっしゃられるように、当然ほかに似たような地形のところもあろうかと思いますので、今後、そういったところは指定も検討していく必要があろうかと思いますが、やはり最初にも言いましたように事業者の開発などに対する規制がかかってまいります。また、そういったものに対する住民の皆様の同意といったものも出てきますので、単純に行政が一律にかけていくということではありません。そこら辺は市町村などと相談しながら、必要に応じてこういった法に基づく対策も行っていきたいと考えております。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎加藤委員長　次に、防災砂防課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎下村委員　砂防等基礎調査費で、これまでにもイエローゾーンとレッドゾーンでそれぞ

れ大体２万か所近くあったように思います。たしか今回２巡目に入って、今年で終了の予定で動いていると思うんですけど結果が出た後、どんな感じで進んでいくのか、分かっていれば教えてください。

◎森本防災砂防課長　今、２巡目の調査を行っております。これは国土地理院が出している高精度な地形データを用いた調査で、１巡目の調査よりもより詳細な調査になっております。今、新規箇所の抽出作業を行っておりまして、箇所数が浮かび上がってくる状態になっております。その先のスケジュール感ですと、新規が抽出されたことによって、次に、土砂災害防止法という法律の指定が行われることになります。

◎下村委員　順調に進んでいると考えてよろしいですか。

◎森本防災砂防課長　そのとおりです。

◎はた委員　地滑りの認定に関してですけれども、地理的データで、急傾斜地認定や地滑り認定にならなくても、例えば大規模な太陽光発電などによって周辺地域の環境が大きく変わって、環境への危険な影響が高まっている状況が総合的に判断されての地滑り認定になるのか。あくまでも国土地理院の地形データに基づく判断になるのか。県は、その判断基準をどのようにされているのでしょうか。

◎森本防災砂防課長　土砂災害防止法に基づく基礎調査において、まず一義的にイエローゾーン、土砂災害警戒区域は地形条件によって定められます。その中で、人家、人命に影響を及ぼす範囲について、レッドゾーンが指定されます。そのため山間部で行われる林地や、人家がない箇所にはレッドゾーンは出てこない格好になります。その範囲は森林法など、別の法律に基づいて指定が行われることになると思います。

◎はた委員　がけくずれ住家防災対策費について、人家に影響するということで、市町村の現場ではよくこの工事の認定を求める声があるんですが、現状としては制度上、県も市町村も出すけれども、価格高騰の中でどうしても自己負担が上がってきて、家を守りたいけど守れない。一方で家の耐震対策の基準は拡充されているけれども、耐震対策ができても、住家防災対策費が活用できずに困っているケースもあると思います。この崖崩れ住家防災対策事業の個人負担を減らし、耐震対策と併せて住居を守る取組は、県として考えられていますでしょうか。

◎森本防災砂防課長　委員のおっしゃるとおり、がけくずれ住家防災対策事業と急傾斜地崩壊対策事業では住民の方の負担金という形をとっております。本来であれば、これは山の斜面の所有者が、その安全を守るために対策することが大原則になっておりますけど、所有者に負担を委ねてしまうと、所有者にも対策工事費の負担がかかってしまいます。それを受益者負担という格好で、受益者にも少し負担していただこうという形で、急傾斜地崩壊対策事業はそういう仕組みになっております。ただし、急傾斜地崩壊対策事業以外のがけくずれ住家防災対策事業については、県は市町村に対する中間補助になっており、市

町村が条例を決めた上で受皿となって、補助金を受入れる形をとります。また、物価高騰など新しい課題が増えてきている状況ですので、これからも市町村と緊密に連携を取り、話を伺いながら、地元に沿った形の補助事業を展開していきたいと考えています。

◎はた委員　応益負担の公平な負担割合と、県、市、個人の負担割合をどうするかについても、もっと災害対策につながる負担割合を考えていただきたい。また、今は工事の単価、価格が上がって、なかなか進まない現状ですので、そこをどう乗り越えていくのか。県としての予算の拡充制度の改善を、市町村とも一緒に考えていただきたいと思うんですけど、県としてはどう進められますでしょうか。

◎森本防災砂防課長　先ほど下村委員もおっしゃられました２巡目調査以降、どういう形で危険箇所を指定しながら、安全を守れるかということが、これから当課の命題的なところにはなっております。それを考えていくのに、市町村の方や専門家、それから地元の方などの意見を調整しながら、新しい施策を考えていきたいと思っています。

◎西森（美）委員　２点お聞きしたいと思います。今年も崖崩れ住家防災対策に対しては３億2,000万円ぐらい、昨年度と同様の予算を計上してくださっていると思います。ただ令和７年度の補正予算を拝見しましたら、１億2,000万円ぐらい減額補正になっていることで、課長がおっしゃったように間接補助なので、市町村の積算とニーズ調査の制度の高い低いがあったかもしれませんけど、１億2,000万円ぐらい減額補正になってしまった理由をお願いします。

もう１点は、砂防ダムを管理するときに、これから管理道が必要ではないかと思っています。たまった土砂を除去しなければ機能が低下してしまうということで、2000年頃以降は管理道を残す方向だと思うんですけれど、現在管理道がないところで、あまり砂防ダムの機能を果たしてないところが県内にどれぐらいあるか掌握されているのか。この２点を教えていただけませんか。

◎森本防災砂防課長　まず、昨年度のがけくずれ住家防災対策事業です。雨が少なかったことも影響していると思うんですが、これまで１年間の平均申請件数は119件ぐらいあったんですが、昨年度の実績は51件しかありませんでした。これは、雨が少なかったことによるものが、多分に影響していると思っています。令和７年度の段階では、まだ物価高騰の話はなかったと思いますので、単純に災害というか危険な箇所について、所有者からの申請がなかったということだと思います。

次に、砂防ダムの管理につきまして、砂防ダムの後ろに土砂がたまって満杯になったときに、これを除石する形で管理する管理型堰堤として管理料をつけながら、必要以上にたまったときには除去する砂防ダムを造っています。

県内には、2,000か所を超える砂防堰堤がありますが、それを定期的に監視しながら、土砂が満杯になって危険で、地元要望もあった場合には、しゅんせつを行いながら土砂の撤

去を行っております。ただ、繰り返しの作業になりますので、今は満杯になるところを点検した後、要望を受ける形の対応を取っている状況です。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で防災砂防課を終わります。

それでは昼食のため、休憩とします。再開は午後１時といたします。

（昼食のため休憩　11時55分～12時58分）

◎加藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈道路課〉

◎加藤委員長　道路課を行いたいと思います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎下村委員　今年初めてついた県単事業の、道路防災対策推進事業費ですけど、これは具体的にどんな事業を考えているか教えていただけますか。

◎中村道路課長　この事業につきましては、道路の防災対策交付金事業でも推進しているところですけれども、交付金の中で重点的に配分が得られる路線と、配分が得られない路線があります。配分が得られない路線でも対策の重要度が高いところがありますので、そうしたところを加速していこうということで、100％起債が充当できて７割交付税が返ってくる有利な地方債、緊急自然災害防止対策事業債を活用していくものです。今年度については初年度になりますので、測量設計を中心に考えており、まずは工事を発注するためのストックを確保していきたいと考えております。確保できたストックについては、今年度、国土強靭化の補正予算があれば、それに要望していきたいと思いますし、来年度以降については、工事費分についても予算拡充できればと考えておるところです。

◎下村委員　具体的に、道路の改良や子供の歩道の整備などの事業と考えてよろしいんですか。

◎中村道路課長　この県単事業につきましては、道路を広げるものではなく、危険箇所の対策を進めるということで、危険な箇所の山を切って、擁壁をして固めることや網を張ることで、道路の幅員が広がるのではなく、防災対策を行っていくことを中心に考えております。

◎はた委員　道路メンテナンス事業の橋梁対策です。結構古い橋梁があって、点検は随時されていると思うんですけれども、早急な対策工事が必要なところもあると思います。十分な予算計画になっているかどうか、進捗状況も併せて教えていただければと思います。

◎中村道路課長　橋梁、トンネル工事ですと、平成26年度から定期点検が始まっており、

平成26年度から平成30年度で１巡目の点検、令和元年度から令和５年度で２巡目の点検を実施しております。１巡目の点検で橋梁対策が必要と判定された橋梁が300あります。この300については、全て着手し、完了が289となっており、96％が完了している状況です。なおトンネルについては、46の要対策に対して全て完了しております。

ただ、２巡目の点検につきましては、県管理道路で要対策となりました206のうち、着手しておりますのが188で、91％を着手しております。完了しておりますのが、橋梁では111で54％になっております。

基本的に、要対策となったものにつきましては、次の点検までに完了させなければならないところではありましたけれども、１巡目の点検につきまして、数も多いことと、大規模なものもあったことで、まだ終わっていないものがあります。また、終わっていないものの中には、修繕せずに改良工事と併せてやるということで終わっていないものもあります。そうした状況で、２巡目でもまだ終わっていないものがある状況です。

予算ですけれども、こちらにつきましては補助事業で国で確保されておりますので、要求に対しては一定高い内示率で配分をいただいております。ただし、老朽化対策については、今この判定で速やかに再修繕しなければならないものが多く出てきておる状況で、長期的にコストを抑えていくためにも、早急に対策が必要な橋梁が出てこない水準まで持っていく必要があるんですけど、まだそれは時間がかかると考えております。

◎はた委員　市町村にも交付金の形で支援されていますけど、市町村の橋梁対策、耐震対策は、どの程度進んでいるか把握されているでしょうか。

◎中村道路課長　市町村の老朽化対策ですけれども、先ほど申し上げました１巡目の点検で、1,322が修繕が必要となった中で、着手できているのが1,172、完了しておりますのが925で７割となっております。市町村につきましては、県に比べて遅れている状況であります。市町村においても、長い橋梁を要している市町村については、修繕に大きな費用がかかっているといった課題もあったりして、まだ少し遅れている状況です。

◎はた委員　自治体の財政規模が小さくても、やらなければならない社会資本整備は、町村の財政力からいうと負担が大きくなり、進まない原因だとも聞いたり、また人手不足、技術者不足ということも聞いたりします。７割にとどまっている原因は、県として把握し支援しているのでしょうか。

◎中村道路課長　全ての市町村に対して聞いたわけではありませんけど、委員から御指摘のあった財政力の問題はあることは聞いております。橋梁の老朽化対策だけに予算を投じるわけにもいきませんので、長い橋梁の場合には、どうしても対策に時間がかかっているところがあります。

また、マンパワーの面に関しては、高知県建設技術公社が橋梁の点検を市町村から受託して一括で発注したり、工事の積算、監督を受託するなどの支援も行っています。そうい

ったことで、市町村のマンパワー不足に対し支援しているところです。

◎西森（美）委員　土木部はすごく予算が大きい分、減額の補正も大きくて、その中には国の財源や一般財源とは違うものもたくさんあります。例えば令和７年度であれば、土木部の中でも道路課の一般財源の減額補正が圧倒的な割合を占めていると思います。道路課が２億3,000万円ぐらいで、土木部全体が３億4,000万円ぐらいです。減額のため使わなかった一般財源予算は、土木部の中で、当初予算になかったものへ流用して使われるのか、どんな感じで考えたらいいですか。

◎中村道路課長　道路課の令和７年度の補正予算で、減額が大きかった理由としては、国土強靱化の補正予算で要望していたものがつかなかったということがあります。補正予算で要求していたものがつかないものについては流用等もないので、そのまま不用ということになります。その後、例えば道路課の予算の中で、国の交付金が想定以上に大きくついた場合は、県単独事業費を減額して、その財源に充てたりもしております。また部内でも、いずれかの課の事業が増えたのであれば、その財源として土木部全体で交付金の内示減などがあって、財源が生まれてくることもありますので、それは余らさないように流用して、できるだけインフラ整備を進めていくことで、活用しておる状況にあります。

◎西森（美）委員　基本的には土木部の中で使っていると思っていいんですか。そうではなく、財政課にも確認すると全体で調整をしながらと。不用になった分の活用がどういうふうにされているのか。大事な財源でもあるし、当初予算で私たちはこの事業にこの財源をということで賛成して、了解しているもので、不用になったものの行き先をちゃんと掌握していなかったらいけないのではないかという問題意識を持っています。土木部全体としたらどうなのか教えていただけたらありがたいです。

◎中村道路課長　土木部全体の予算については土木政策課で行っておりますが、私の知っている範囲ですと、この施策だけに使うとして計上したものについては、別の財源になりますので、それをほかのものに安易に流用することはしていないと認識しております。ただ、公共事業費全般として枠的に捉えて計上しております、土木部の枠内でやっている予算につきましては、補助事業の内示が少なかったり多かったりということがありますので、そこについては土木部の中で流用しながら、財源を有効に活用してインフラ整備を進めていっております。

◎西森（美）委員　ここでは時間を取り過ぎてしまうので、また個別に教えていただけたらと思います。

◎はた委員　防災対策費の中の道路防災対策推進事業費について、前年度はなかったけれども今年度あるということで、この３億3,000万円はどういったところに使われる予定で、どういう事業になるのでしょうか。

◎中村道路課長　緊急輸送道路等で非常に優先度が高い箇所であるにもかかわらず、交付

金事業で配分等が得られてないような箇所に、この県単独予算を充てていこうと考えております。

◎はた委員　それは県道のみでしょうか。

◎中村道路課長　県道と県が管理する３桁の国道で行ってまいります。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎加藤委員長　次に、都市計画課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　高知駅の大屋根の管理の経費が一気に引き上がっていますが、何か不具合が発生しているのでしょうか。

◎関都市計画課長　ＬＥＤ化のための照明設備を切り替える工事について、新規に計上させていただいたものになりす。

◎はた委員　盛土規制法に基づく盛土等行為の許可、規制等に要する経費について、熱海の事件を受けてから全国的に盛土規制が強まって､点検がなされたと思うんですけれども、この法律に基づき改善を必要とする箇所は高知県にどれだけあって、どういう計画で安全対策の規制等を進めていかれるのか。この項目ではないかもしれませんが、盛土規制法に関する対策はどうなっているか教えていただきたいです。

◎関都市計画課長　3,000平米以上など一定規模以上のものになりますが、分布調査をしたものがありまして、現在1,347か所あります。それを５年間かけて、順番に調査をしておるところです。応急対策の必要性の判断をしており、現在470か所が完了しております。残りのものについて、今後５か年の中でやっていくことになります。

◎はた委員　大事な取組ですけれども、それに対する財源は、十分に確保できる道筋がついているかどうか教えてください。

◎関都市計画課長　今５か年でということを申しましたが、国に要望しながら、予算を確保して、予定の数を順番に進めておるところになります。１年当たりで、約270か所ぐらいやっていくことになります。

今御説明した1,347か所は、安全性の把握調査の優先度評価という委託業務の中で、応急対策の必要性を把握し、さび分けていく作業をしています。

◎はた委員　５年かけて調査して、どうするかという判断もして、その上大規模な対策費が必要になってくるのではないかと心配するんですけれども、どういう規模で準備をされているのか。調査をしても、対策ができなければ意味がないので、財源や人手、市町村との連携など十分に進んでいますでしょうか。

◎関都市計画課長　調査した結果を、土地所有者等に求めていく形をとります。まずは土地所有者に向けて、土地の危険性について話をして、改善を図っていく取組を進めていきます。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

〈公園上下水道課〉

◎加藤委員長　次に、公園上下水道課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎下村委員　最近、都内で枯木や大木などの倒木の関係がすごくクローズアップされて、緊急点検をやっていますけど、県内の特に公園施設の中で、枯木や大木の管理がきちんとできているのかどうか。現状をつかまれていればぜひ教えていただきたいんですが。

◎矢田公園上下水道課長　樹木の点検につきましては、国土交通省の指針により、日常点検として日常業務の中で行う巡視や立ち寄りによる点検を主とすることとしております。このため、日常的に指定管理者あるいは土木事務所におきまして、園内パトロールの際に植栽の状況を確認しておるところです。

◎下村委員　特に私は西南大規模公園に近いので、古くなってきたり、カビが発生したりして、もうそろそろ危ないのではないかという樹木を見ることもあります。そのあたりぜひ、事故もたくさんあったようですので、県内でそういうことが起こらないようによろしくお願いしたいと思います。

◎はた委員　上水道の管理についてです。災害時、上水道が使えない状態になった場合、特に中山間地域で個別の水道施設を持っているところは､日常でも困っていますけれども、大雨、大雪、災害で給水ができない場合の給水体制は、県としてフォローなどをされているのでしょうか。

◎矢田公園上下水道課長　先ほど資料１－１のところで御説明したところですけど、災害時の給水体制を整えるために、給水車や給水ポンプ、あるいは給水栓のようなものを整備するための市町村に対する補助事業があります。令和５年度から令和７年度にかけて、県単独で補助事業を行ってきており、その３年間で10市町村から要望を頂き、補助をしておるところです。

◎はた委員　高知市も住民管理の水道施設がありますが、人口が減り、メンテナンス費用は増え、このままだと集落では地域の水道管理ができないということで、公共への移管といった要望も各地域で聞こえてきます。行政として、そういった問題をどう対策して、給水を保障していくか。人口が減り、管理に負担が増えてできなくなっているところへの対策は、どうされていくのでしょうか。

◎矢田公園上下水道課長　お話にある部分につきましては、給水人口100名以下の飲用水供給施設に該当すると思います。飲用水供給施設は、水道法の適用を受けていない、県の中山間地域対策課で支援している施設ではないかと思います。当課で把握している分につきましては、水道法でいう上水道の部分と、給水人口が101名からおおむね5,000名の簡易水道の２つの水道について管理しており、飲用水供給施設に関する詳細については、把握し切れていないのが現状です。

◎西森（美）委員　関連です。今、中山間地域や高知市以外の市町村を回っていましたら、災害のときの給水体制のニーズがすごく高いと思うんです。せっかく県が補助体制を整えてくださっているのに、十分に使われないんだなと。令和７年度の執行率が65％ぐらいだったと思うので、何がボトルネックになっているのか。それを教えていただいたら、私らも市町村と連携するときに、後押しができるかと思うんですけど、県の立場からしたら何が課題でしょうか。

◎矢田公園上下水道課長　昨年度の執行率につきましては、予算化しておったものに対して市町村から手が挙がらなかった部分もありますし、市町村に対して、令和８年度以降もこの制度必要でしたら要望をという中でも、要望は伺えていない状況もあります。原因を、正式にペーパーで頂いたわけではないんですけれども、各市町村とも財政面がなかなか厳しくて、水道管理者としてはやりたいけれども、市町村レベルの財政面でというところの声もあるようには聞いています。

◎西森（美）委員　またご教示いただけたらと思います。

◎加藤委員長　都市公園整備費、管理費を計上していただいて、室戸体育館の工事などで減少したという御説明をいただきました。今年、よさこい高知文化祭がありまして、その開会式は春野で行われると思うんですけれども、春野総合運動公園もオープンしてもう40年以上がたっていますので、随分老朽化している箇所も多くなってきていると思います。その中で、行幸啓もありますので、ぜひこの機会に整備すべきはしっかり整備して、受入態勢もしっかりとしていただきたいと思います。減った予算と増えた予算があって、トータルして減っているということなので、内容がプラスマイナスはあると思うんですけれども、そのあたりの整備費はしっかり確保されて取り組んでおられますでしょうか。

◎矢田公園上下水道課長　都市公園の事業費について、国の交付金の交付対象になるものについては極力交付金を活用し、また交付対象にならないものにつきまして、特に維持修繕については、一定交付の要件に合わないものも、県の単独費等々で年度ごとに必要な予算は計上しております。

◎加藤委員長　せっかく大きな行事がありますので、この機会に今までなかなか対応し切れていなかった維持修繕についても、将来につながることもありますので、前向きに進めていくいい機会ではないかと思います。そのあたりは、意識して取組されておられますで

しょうか。

◎矢田公園上下水道課長　特に直指定の公園はもちろんですけれども、春野運動公園等々の指定管理になっている公園について、指定管理者と日常的に会話をしながら、雨漏りがひどいので何とかならないかというような日常的なやり取りも含めて、不具合の状況などの情報交換をさせていただき、必要に応じて財政当局と交渉したいと考えております。

◎加藤委員長　万全の受入体制で臨んでいただきたい。県内外から多くの人が来られますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、意気込みを聞いておきたいと思います。

◎矢田公園上下水道課長　頑張らせていただきます。

◎加藤委員長　整備もしっかり進めて、必要な予算も確保していると思いますが、まだ時間がありますので、ぜひ積極的に前向きに整備を進めていっていただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎加藤委員長　次に、住宅課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎明神委員　住宅の耐震化についてですけれども､2000年基準まで拡大したわけですから、その以前の旧耐震基準の住宅の耐震化率についてお伺いをします。

◎橋本住宅課長　昭和55年以前に建設された住宅が、いわゆる旧耐震基準と呼ばれるものになっておりますけれども、旧耐震基準の住宅の耐震改修を図ってきた結果、県全体の住宅のうち耐震化されているものの数が、90％と推計しております。もともと新耐震基準で耐震性があったものも含んで90％です。

◎明神委員　目標は何％にしていますか。

◎橋本住宅課長　令和12年までに95％を目指すこととしております。

◎明神委員　その目標に向かって頑張ってください。

◎下村委員　県営住宅の関係です。今回の監査報告の中で、県営住宅の管理がきちんとできてなかったということを見ました。今回も適正な管理ということで、かなりの予算を入れてやっているんですけど、本当にそれが実態どおりにできているのかと思います。監査報告を見てすごく不安になったんですけど、現場から報告等をいろいろと受けていると思うんですが、いかがでしょうか。

◎橋本住宅課長　県営住宅の管理は高知県住宅供給公社に委託して行っているところですけれども、その契約内容が実効性の不足するものになっていたことが原因と考えております。内容の見直しと、それに沿った行動を徹底する手法について、今検討しているところ

です。改善をして取り組んでいきたいと思います。

◎下村委員　１つの例として、県営住宅に海外の研修生が入られていて、夜遅くなったので私が研修生を送っていったときに、階段の外灯が全部真っ暗で、廊下の電灯もずっと壊れていてつかないということをその研修生が言われていました。それで、県営住宅の管理として、本当にきちんとできているのかすごく不安になり、私からもこういう状況だから何とかしてほしいとお願いをしたんですが、直るまでに結構な時間がかかりました。こういう現場がたくさんあるのではないかと思ったりもします。ぜひ今回の点検を含めて、そういう現場がないかどうか、あればすぐ修繕できる何らかの手だてが必要ではないかと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

◎橋本住宅課長　しっかり取り組んでまいります。

◎岡田（竜）委員　空き家の掘り起こし体制の強化です。今年度、司法書士会との連携協定を結ばれたという御説明をいただきました。用地対策課でも司法書士との関係の話をお聞きして、同じ土木部であっても上物と地べたというところがあるのかもしれないですけれども、新たに連携協定を結ばれたということで、司法書士会との関係性で新たにしないといけないところの御説明をしていただけますか。

◎橋本住宅課長　司法書士会とは以前から、市町村各所で開いている相続おしかけ講座に講師を派遣していただくという協力体制ができておりました。今回、それを改めて形をつくろうということで、市町村への技術的助言機能を強化する形での業務をお願いする協定を締結したところです。これまでも十分に協力は得られていたんですけれども、改めて形をつくったというものです。

◎岡田（竜）委員　今まで土木部と司法書士会との関係はあったけれども、空き家というところで、なお力添えくださいという意味で、新たな協定をプラスアルファ的に結んだ認識でよろしいですか。

◎橋本住宅課長　より一層空き家対策に協力をいただくということで、こうした形を取ったものです。

◎岡田（竜）委員　そうであれば、土木部としては、どの課であっても司法書士会と常にやり取りができる関係性はできていると思っていいですか。

◎橋本住宅課長　今回の協定に関しては、この空き家対策に係る技術的助言機能に関する協定ですので、これをもって土木部全体がそういった体制がつくられたとは言えないと思いますけれども、必要に応じて相談させていただける関係性ではあると考えております。

◎岡田（竜）委員　この新たな協定でということではなく、土木部全体として、各課いろんなところで司法書士の助言を頂きたい部分があると思っています。そういったときに、どの課であっても司法書士会に助言を求められる関係性にあると思っていいですか。

◎横地土木部長　取り立てて土木部として司法書士会と包括的な協定を結んでいるわけで

はないです。ただ、特に用地や住宅関係では、相談をすることが回数として多いので、こういった協定を結ばせていただいたということであります。もちろんそれぞれの課の中で、司法書士と相談することが必要な事項が発生すれば、その都度相談をすることになると思います。

◎はた委員　空き家の掘り起こしについて、人口減少対策調査特別委員会で各地に行かせていただいたんですけれども、不動産業者が掘り起こしに行って協力してくれることと併せて、自治体が空き家の残置物やリフォームについて、補助を出すことで、どうにもならなかった空き家が活用や解体へ進んで、危険な空き家が減っていく成功事例が、県内にあちこちあるんですけれども、あくまでも市町村の補助制度と不動産関係の協力で、県の支援といった状況がありません。県がコーディネートすることで、全県的に危険な空き家を減らしていく役割を果たせるのではないかと思うんですが、県内市町村が頑張っている取組を、担当課として集約、検証されているでしょうか。

◎橋本住宅課長　空き家対策の主体が市町村ではあるんですけれども、当課はその側面支援をすることで、空き家対策を充実させるために令和４年度から、当課内に空き家対策チームを設けて、強力に取り組んできているところです。令和４年よりもっと前からですけれども、空き家をリフォームして住んでいただくための補助金制度は、県の予算にも入れておりますし、国費も入れております。残地物の処分費は市町村の単費が多いですけれども、そういった形でずっとやってきているところです。

令和８年度の取組でも御紹介しましたけれども、空き家対策講演会等開催委託料で、空き家に関することを皆さんに知っていただくためのセミナーやイベントも開催しておりますし、ホームページを充実させて情報発信をする、それから空き家の価値の推計機能などを設けるなどの取組をしております。

◎横地土木部長　補足いたします。非常に意欲的に取り組まれている市町村もあることは我々としても理解しておりますが、34市町村全てが必ずしもそれでうまくいってるわけではありません。非常に意欲的に取り組まれているところがあって、成功しているところもあれば、なかなかノウハウがなくてどうしたらいいか分からない自治体もいらっしゃると思いますので、県の役割の１つとしては、成功している意欲のある自治体の取組を、横展開していくことで、それぞれの市町村の取組を支援していくことだと思っております。

もう１つは、土木部では活用されていない空き家の掘り起こしということになると思うんですけれども、例えば移住促進課ですと、空き家を活用したいというニーズ側の話もありますので、それを県庁の中で連携をして、マッチングしていく取組も県ができる１つの大きな役割と思っております。そういったところを含めて、移住それから空き家の有効活用の両面を我々としてもしっかり進めていきたいと思っているところです。

◎はた委員　県営住宅の管理で、委員から監査報告でも指摘があったという発言があった

んですが、実際に管理が行き届かないことが繰り返されて、結果的に入居率が減っているのではないか。建物はあって部屋もあるけれども、空き家率が増えていて、実際経費はかかっているけど使われていない状況が増えているのではないかと思うんですが、今の入居率の状況と改善対策は、今年度の監査の指摘を受けてしっかり取り組まれていくのかどうか教えてください。

◎橋本住宅課長　現在の入居率は県全体で83％です。過年度より少し減少傾向にあります。その原因が、このたび判明した管理不足であるかについて、しっかりとした分析はまだできていないところですけれども、当然入居率も向上していってもらうべきであると思いますし、何より適正な管理ができていないところに問題がありますので、改善に取り組んでまいりたいと思います。

◎横地土木部長　分析ができていないということはあまりにも無責任なので、補足いたしますと、包括監査の中にも書かれているのが、平成30年度に一度指摘されていて、また同じような指摘をされているところが問題と思っています。平成30年度に指摘されて、令和３年度までに一度改善をしました。指摘されている内容は、例えば放置車両や不法投棄などが指摘されており、それを令和３年度までに一旦解決しました。ところが、今回令和７年度に、また同じような状況になっていることで、知事からもＰＤＣＡがちゃんとサイクルとして動いていないのではないかということを言われております。我々としては同じ是正をするだけではなく、次は、例えば８年後、特別監査が入ったときに同じようなことを指摘される状況になってはならないので、ＰＤＣＡのＣとＡの部分をしっかりやっていくための仕組みづくりを考えていかないといけないと思っております。

ただ一方で、住宅供給公社も非常に限られた人数で、4,200という戸数を管理していますので、これを職務怠慢という一言で片づけられるほど、状況が生易しいものではないと思っております。住宅供給公社との契約内容について、もう１回精査をし、ＣとＡの部分で県の関与をしっかり加えていくとともに、本来あるべき入居者の方々のモラルを啓発していくことはもちろんですけれども、そこに依存し過ぎることなくしっかりと対応していかないと、委員から御指摘があった入居率の向上に結びついていかないと思いますので、そこはこれからしっかりと検証していかないといけないと思います。大きな方向性としては、ＰＤＣＡをしっかり回すための仕組みをつくることと考えております。

◎はた委員　平均８割ということですけれども、個別に見ると入居率が50％や60％と、半分しか入居していない住宅もあります。その原因が老朽化や管理の問題、高齢化の中でエレベーターがなかったり、生活、安全面で不十分などということで、予算と人をつけることによって、入居率を上げていくことも可能だと思いますし、使われていない施設をどう活用に転換していくか、新たな活用策を考えることもすごく大事になってくると思います。それも全て予算が伴わなければ、やりたくてもできないと思います。例えば新たに入りた

い場合に、リフォームを個人がするのは自由と言われるけれども、退去の復旧の費用や、入居するためのリフォームの費用が、1件当たり100万円ぐらい請求されるとなると、入りたくても住民の方も入居できない、直したくてもそういった費用を請求されると直せないといった住民の声も聞きます。入居できない環境になっているので、1度、監査で大規模に調査が入ったこともありますし、公営住宅ですので、住民の立場に立って、しっかりと計画を持った予算と、人と、対策を進めていただきたいと思います。今言われたからやる、まずは緊急性があるところだけをやるというやり方だと思いますけれども、抜本的に監査の指摘を改善していく計画が必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

◎橋本住宅課長　委員がおっしゃるように、付け焼き刃のことをやるわけではなく、抜本的な改善が必要と考えております。

それから、修繕に関してですけれども、退去時に個人負担をお願いする畳の表替えなどは、退去される方に実費でお願いをしているところですけれども、それ以外の修繕費については、基本的には管理者負担です。入居者の方の責任で汚している場合や、特別な使い方をされている場合は、修繕を個人にお願いすることもあると聞いておりますけれども、それはお預かりしている敷金を上限としており、100万円といった金額でお願いすることはない仕組みとしております。

◎桑鶴委員　県営住宅の整備で日高村が出たので、お聞きしたいんですけど、日高村の県営住宅は２棟ではなかったですか。

◎橋本住宅課長　日高団地が２棟で、日高東団地が１棟あります。

◎桑鶴委員　その中の１棟を今回整備されるということですか。

◎橋本住宅課長　日高団地の１号棟を現在工事中です。

◎桑鶴委員　では、今後２号棟も工事される可能性があるということですか。

◎橋本住宅課長　２号棟については今年度、住民説明会から始めて、来年度工事に着手する計画で進めております。

◎桑鶴委員　日高村は、住みやすい村として村を挙げて盛り上げているところですので、ぜひともしっかり整備していただきたいと思います。これは要望です。

◎はた委員　県営住宅公営施設での入居費の滞納の処理ですけれども、少額の場合は請求しないのか。今回の監査報告の中でも、県職員が10万円ちょっと滞納しているケースがあるけれども、裁判費用等を検討した結果、請求を取りやめたということです。これは県営住宅というよりは、職員住宅の滞納かもしれませんけれども、一般的に公営住宅において滞納があった場合の処理の仕方として、職員住宅では少額の場合、請求を取りやめるということです。県民が借りる県営住宅の場合、どういう対応をしているのかお聞かせください。

◎橋本住宅課長　高知県債権管理条例に基づく対応をしておりまして、条例に定められた

要件が整った場合に債権放棄とすることとしております。具体的には債務者、滞納者御本人や連帯保証人、相続人にできるだけお支払をいいただくようにお願いしていますが、どうしてもかなわない場合に限り放棄をするものです。

少額のケースは、お支払いいただけない方がいないかを当たった結果、その先裁判を起こす場合と比較して、このぐらい少額だったら、ここまでで止めておこうという判断をするケースがあります。

◎はた委員　条件的には債権放棄せずにきちんと請求をしたいけれども、金額が裁判と比較したときに、持ち出しのほうが多くなるから請求を取りやめたことが、県職員住宅の県職員に対して行われているとすると、条例に基づく債権放棄の公平な運用と思うんですけど、県民が借りている県営住宅においても、裁判費用のほうが大きいとみなした場合は、請求しないということでいいんでしょうか。

◎橋本住宅課長　請求できるところには請求するという手は尽くした上で、最終的に財産がない場合など、諦めるケースについて債権管理条例に定められています。最初の裁判を起こすときに、その裁判に要する費用と債権額を比較して、その手順を１つ省くことがあるというケースで、決して請求しないという位置づけのものではありません。

◎はた委員　取扱いとして、債権放棄の条件が職員住宅であれ、県営住宅であれ、同じ扱いなのかどうか。事例として今回裁判費用のほうが多いから、元県職員の滞納分は、徴収できないと判断したと今回の監査報告に書かれていたので。

◎横地土木部長　回答というよりも、問題点の整理をしたいのですが、委員がおっしゃっているのは、要は、裁判費用等見た場合に、請求をしても結局そのペイをしないということから、訴訟を見送ったという話が職員住宅であったと。であるならば、一般県民が借りる県営住宅であっても、同様の対応がとられるのかを確認したいということですか。

◎はた委員　そうです。

◎橋本住宅課長　整理して、また後ほどお伝えさせてください。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

〈建築指導課〉

◎加藤委員長　次に、建築指導課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　震災対策ですけれども、予算が2,000万円程度減っておりますが、必要なところは解消していっている状況でしょうか。

◎菊池建築指導課長　令和７年度に耐震改修促進計画を改定しており、その基礎調査の委託料で1,100万円を計上しておりました。今年度はそれがなくなりましたので、その分減っ

ております。耐震化につきましては、まだまだ進めていかなければならないところです。

◎はた委員　その進めていかなければならない全体の状況を、教えていただければと思います。

◎菊池建築指導課長　建築指導課では建築物の耐震化を進めております。特に耐震改修促進法というものがあり、その中で耐震化が義務づけられているものが３種類ほどあるんですけれども、１つは大規模で複数の人々が利用するような建築物で、その耐震化はほとんど済んでおります。それと、避難に使われるような公民館などの防災拠点といったものもほとんど進んでいます。もう１つ沿道建築物というものがあり、重要な防災拠点間を結ぶ道路の沿道に建つ耐震性のないもので、ある程度の高さがあって道路を塞ぐようなものにつきまして、耐震の進捗率があまり思わしくありません。沿道建築物につきましては、道路の半分を塞ぐものから対象となりますが、道路を全て塞ぐＲＣ造のような建物が倒れてしまって道路を全て塞ぐと、救援物資の運輸などに支障があります。ＲＣ造の全面を閉塞する建築物が残り４棟残っており、今後、それを全面的に推し進めていこうと思っております。

◎はた委員　道路を全面塞ぐ場合は対策をするが、沿道建築物の定義でいう道路を半分塞ぐ場合も対策が必要ではないかと思うんですが、予算が十分についているかどうか、また、今後どうしていかれるかなどについて教えていただければと思います。

◎菊池建築指導課長　もちろん道路を半分塞ぐ建築物も、国、県の補助を入れて進めております。それと戸別訪問等も進めているんですけれども、ただ民間の所有者が対象になり、また、所有者が手持ちを５分の１負担しなくてはならないため、そこで一瞬ためらいがあり、なかなか進まない状況です。

実際に耐震化の進捗率は、24％ですけれども、これは耐震化率ではなく進捗率です。耐震化率は、全ての建築物のうち耐震化が進んだものが何％かというもので、木造住宅の耐震化は90％という言い方ができるんですけれども、この24％の進捗率は、対象となるもののうち耐震化が進んだものになります。もともと耐震化できていないもので、道路の半分以上を防ぐものが分母になりますので、24％ぐらいの結果になっております。

◎はた委員　重要な道路に指定される対策ですので、公共性が高い道路として確保するという意義を考えると、できるだけ個人負担をどう減らしていくかが大事だと思います。県だけではできないことだとは思うんですけど、国、県、市、行政が個人負担についてどう解消してこの進捗率を伸ばすかという取組を、県としてどうやって進めていかれるのか。

◎菊池建築指導課長　木造住宅の耐震改修などは、まず命を守ることが第１フェーズです。今回の沿道建築物は、中の建物の方の命を守るというよりは、倒れた後の命をつなぐものになっております。県の施策上、まず命を守ることから始まると思いますので、そこが一旦進んでから継ぎ足し補助など、持ち出しがないような形に進んでいくのではないかと考

えております。

◎下村委員　ちょうど熊本地震から10年で、熊本の被災地へ行ったとき、市長と話をする中で、応急危険度判定士をぜひ協力いただきたいという話をされたのを思い出しました。高知県の応急危険度判定士の状況ですけど、以前も高齢化が進んでいて、なかなか応急危険度判定士を確保するのが難しいという話もあったように思うんですが、現在の状況はどんな感じになっていますでしょうか。

◎菊池建築指導課長　現在1,299人確保できているんですけれども、ただその半分以上が高知市、いの町、南国市といった、この周辺各市町にいますので、東部、西部の端のほうの判定士を増やすことが目標となっております。

◎下村委員　その見通しについて、明るい未来は見えているものか。また、ほかからの応援体制などは、うまくいっているかどうかお聞かせください。

◎菊池建築指導課長　まず１点、東部、西部の端のほうの市町村の方で、応急危険度判定士になれる資格を持たれている方自体が少ないこともありますので、講習会なども年に３回開いて、受入体制は整えているんですけれども、やはり中央からの応急危険度判定士になる方のほうが多いです。また、県内の応急危険度判定士だけでは、南海トラフ地震に対応できませんので、県外からの応援も確実に必要となってきます。それについては、国主導ですけれども、県中央の協議会で、県外からの応援を取りまとめしていただいて、そこから応援をいただくルートになっております。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎加藤委員長　次に、建築課を行います。

（執行部の説明）

◎加藤委員長　質疑を行います。

◎はた委員　県有施設の施設管理費が増えているんですけれども、これは年々老朽化などで増えているのか。今年はなぜ増えているのか教えてください。

◎田村建築課長　理由は２点ありまして、まず修繕費の要望件数が昨年度よりも約16件ほど増えております。あと、その中には例えば照明を白熱灯からＬＥＤに改修する工事や、空調を性能のいいものに変える工事などがあります。そういったときに国費が充てられる場合は各課の予算として計上しておりますが、国費が充たらずに起債を充てる場合は、建築課の予算として計上しております。そういった関係で起債が増えた形になっており、全体の計画修繕費は例年大体一定ですけれども、割合的に増えております。

◎はた委員　使われていない県有施設についても、監査報告の資料で、どうしていくのか方向性をということが書かれていました。資料では、使われていない古い施設に対しても

一定の経費がかかっているということだが、そういった点をどう解消していくのか。課として、対策は考えられているでしょうか。

◎田村建築課長　基本的に実施主体としては、施設管理者になっており、それを取りまとめているのは総務部になります。それぞれの施設管理者が毎年、中期的な修繕計画を立てた上で、計画修繕として要望が上がっており、それを積み上げたお金が当課に集約され、優先順位をつけて執行していくということです。使われている建物については、そういった形で効率的に維持管理されていると考えております。

◎はた委員　修繕管理を担当する課として、長年使われないまま老朽化していく施設をずっと管理し続けることに、理不尽な思いを感じているのではないかと思うんですが、そういったことは総務部管財課にはしっかり伝わっているんでしょうか。

◎田村建築課長　基本的に当課に要望が上がってくるものは、使っていく中で、例えば空調が壊れたり、雨漏りがするなどの形で上がってくるので、もちろん耐用年数のバランスなどの相談をされることもあります。

◎横地土木部長　土木部建築課の所管としましては、県営建築物の設計工事の依頼を受けた場合に、これを行うということと、それから修繕で、今ある建物に手を加える場合になります。日常の管理やその施設をこれからどうしていくかについては、それぞれの所管部局の責任においてということになると思います。

◎加藤委員長　質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の聴取については、明日行いたいと思いますが、御異議はありませんでしょうか。

（異議なし）

◎加藤委員長　それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（14時41分閉会）